

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	患者に対する入浴特例の許可
②	法令名	公衆浴場法
③	法令番号	昭和23年法律第139号
④	根拠条項	第4条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第四条 営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。</p>
⑦	審査基準	公衆浴場法施行規則第5条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	